2025 年 1 月 30 日

吸収分割に係る事前開示書面

（吸収分割会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項）
（吸収分割承継会社:会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項）

東京都港区南青山一丁目 1 番 1 号
森六ホールディングス株式会社
代表取締役社長　黒瀬　直樹

東京都港区南青山一丁目 1 番 1 号
森六ケミカルズ株式会社
代表取締役社長　文字　英人

森六ホールディングス株式会社（2025 年 4 月 1 日付で商号を「森六株式会社」に変更予定。以下「吸収分割承継会社」といいます。）及び森六ケミカルズ株式会社（2025 年 4 月 1 日付で商号を「森六ケミカルズ・オーバーシーズ・ホールディングス株式会社」に変更予定。以下「吸収分割会社」といいます。）は、両当事者間で締結した 2025 年 1 月 30 日付け吸収分割契約に基づき、2025 年 4 月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社の外国法人管理事業以外のすべての事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく事前開示事項は、次のとおりであります。

１．吸収分割契約の内容

別紙 1 の吸収分割契約書のとおりです。

２．吸収分割の対価の相当性に関する事項

本吸収分割に際し、吸収分割承継会社は吸収分割会社に対して分割対価として株式、金銭その他の財産の交付を行いません。吸収分割会社は、吸収分割承継会社の完全子会社であるため、当該取扱いは相当と判断しております。

３．吸収分割承継会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

吸収分割承継会社は、有価証券報告書等を関東財務局に提出しています。最終事業

年度にかかる計算書類等は、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET)」によりご覧いただけます。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4．吸収分割会社に関する事項

(1) 吸収分割会社の最終事業年度にかかる計算書類等の内容

別紙２のとおりです。

(2) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5．吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継会社の債務及び吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割承継会社及び吸収分割会社は、本吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されておりません。したがいまして、本吸収分割において、吸収分割承継会社及び吸収分割会社が負担すべき債務については、債務履行の見込みに問題ないものと判断しております。

6．吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項

変更がありましたら直ちに開示いたします。

以上

別紙１　吸収分割契約書
（次頁以降に添付のとおり）

Docusign Envelope ID: AF00FC5B-0865-4804-8BFF-2E25A32D6F5E

吸収分割契約書

森六ケミカルズ株式会社（以下「甲」という。）と森六ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、甲が甲の外国法人管理事業以外のすべての事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（本分割）

甲は、本契約の定めに従い、本分割により、本事業に関して有する本権利義務（第３条第１項において定義する。以下同じ。）を、効力発生日（第６条において定義する。以下同じ。）に、乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第２条（商号及び住所）

本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）
　商　号：森六ケミカルズ株式会社
　住　所：東京都港区南青山一丁目１番１号

(2) 吸収分割承継会社（乙）
　商　号：森六ホールディングス株式会社
　住　所：東京都港区南青山一丁目１番１号

第３条（承継する権利義務）

1. 本分割により乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙１のとおりとし、別紙１に記載のない権利義務は承継しない。
2. 甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。
3. 本分割による甲から乙に対する債務の承継については、免責的債務引受の方法による。

第４条（分割対価の交付）

乙は、甲の完全親会社であるため、本分割に際して、甲に対し、本権利義務に代わる株式その他の金銭等の交付を行わない。

第５条（乙の資本金及び準備金）

乙は、前条のとおり本分割による株式の交付を行わないため、本分割に際して資本金の

Docusign Envelope ID: AF00FC5B-0865-4804-8BFF-2E25A32D6F5E

額及び資本準備金の額を増加しない。

第 6 条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025 年 4 月 1 日とする。ただし、本分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、合意の上、効力発生日を変更することができる。

第 7 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本事業の遂行及び財産の管理をし、乙の事前の承諾がない限り、本権利義務又は本事業若しくは本分割に重大な影響を及ぼす行為を行わない。

第 8 条（競業避止）

甲は、乙が承継する本事業について、会社法第 21 条に基づく競業避止義務を負わないものとする。

第 9 条（費用・公租公課）

本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の手続に要する登記費用その他一切の各当事者において発生する費用は、甲及び乙が別段の合意をする場合を除き、各自の負担とする。

第 10 条（本契約の変更、解除及び終了）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。

第 11 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 12 条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

Docusign Envelope ID: AF00FC5B-0865-4804-8BFF-2E25A32D6F5E

本契約の成立を証するため、本契約書を２通作成し、甲乙各々が記名押印の上各１通を保有する。本契約書を電磁的方法により作成する場合は、記名押印に代わる電磁的処理を施した上、電磁的記録の形で各自保有する。

2025 年 1 月 30 日

（甲）
住　所 東京都港区南青山一丁目１番１号
会社名 森六ケミカルズ株式会社
代表者 文字　英人

署名者:
文字 英人
C07A3B5D052D43F...

（乙）
住　所 東京都港区南青山一丁目１番１号
会社名 森六ホールディングス株式会社
代表者 黒瀬 直樹

DocuSigned by:
黒瀬 直樹
497D518CA9DD4D4...

Docusign Envelope ID: AF00FC5B-0865-4804-8BFF-2E25A32D6F5E

別紙１　承継権利義務明細書

甲は、2024 年 3 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、以下に記載する資産、債務及びその他の権利義務（法令上承継可能なものに限る。）を、効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。

1. 承継する資産
   (1) 流動資産
   甲が本分割の効力発生後外国法人管理事業を行うために必要な預金、未収消費税等及び未収法人税等を除く流動資産の全て
   (2) 固定資産
   ① 有形固定資産の全て
   ② 無形固定資産の全て
   ③ 投資その他の資産
   (i) 甲が 2025 年 3 月 31 日現在に保有する外国法人株式を除く、国内法人株式の全て
   (ii) 甲が保有する外国法人株式に対する引当金及び繰延税金資産を除く投資その他の資産の全て

2. 承継する債務
   (1) 流動負債
   甲の未払法人税等及び未払消費税等を除く流動負債の全て
   (2) 固定負債の全て

3. 承継する雇用契約その他の権利義務等
   (1) 甲と甲の従業員（有期又は無期等の雇用形態を問わない）を含む労働者との間の雇用又は労働契約の全て
   (2) 甲が森六労働組合と締結している労働協約
   (3) 甲が保有する本事業に属する特許、実用新案、商標、意匠、著作権その他知的財産権
   (4) 甲が保有する本事業に関する免許、許可、認可、承認、登録、届出等
   (5) 前三号のほか、2025 年 3 月 31 日現在に保有する外国法人株式に関する権利義務を除く、権利義務の全て

4. その他
   上記以外についても、甲及び乙は、乙が効力発生日において承継する資産、債務、その他の権利義務の詳細について別途合意できるものとする。

以上

別紙２　吸収分割会社の最終事業年度にかかる計算書類等

（次頁以降に添付のとおり）

第 16 期　計　算　書　類

（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

森六ケミカルズ株式会社

貸　借　対　照　表

2024年3月31日現在

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資　産　の　部）		**（負　債　の　部）**	
流動資産	**21,071**	**流動負債**	**14,106**
現金及び預金	392	支払手形	94
受取手形	533	買掛金	12,112
売掛金	14,641	電子記録債務	1,055
電子記録債権	1,401	前受金	249
商品及び製品	1,392	未払金	301
前渡金	261	未払費用	218
前払費用	35	未払法人税等	46
関係会社預け金	736	預り金	29
未収入金	1,013	その他	0
未収法人税等	47	**固定負債**	**171**
未収消費税等	593	資産除去債務	31
その他	20	その他	139
固定資産	**2,319**		
有形固定資産	**524**		
建物	153		
構築物	0	**負債合計**	**14,278**
機械及び装置	49	**（純　資　産　の　部）**	
車両及び運搬具	11	**株主資本**	**9,112**
工具器具及び備品	15	**資本金**	**350**
土地	285	**資本剰余金**	**5,624**
建設仮勘定	8	資本準備金	87
無形固定資産	**0**	その他資本剰余金	5,537
特許権	0	**利益剰余金**	**3,137**
その他	0	その他利益剰余金	3,137
投資その他の資産	**1,794**	繰越利益剰余金	3,137
関係会社株式	1,897		
繰延税金資産	50		
保証金	110		
前払年金費用	93		
その他	1		
投資損失引当金	△ 358	**純資産合計**	**9,112**
資産合計	**23,390**	**負債及び純資産合計**	**23,390**

損　益　計　算　書

2023年4月1日～2024年3月31日

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		**16,839**
売　上　原　価		13,175
売　上　総　利　益		**3,663**
販売費及び一般管理費		3,273
営　業　利　益		**390**
営業外収益		
受　取　利　息	0	
受　取　配　当　金	850	
そ　の　他	10	**861**
営業外費用		
支　払　利　息	24	
そ　の　他	10	**35**
経　常　利　益		**1,216**
特　別　利　益		
固定資産売却益	1	**1**
特　別　損　失		
固定資産除却損	31	
関連事業損失	2	**33**
税引前当期純利益		**1,183**
法人税、住民税及び事業税	144	
法人税等調整額	14	159
当　期　純　利　益		**1,024**

株主資本等変動計算書

2023年4月1日～2024年3月31日

（単位：百万円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	350	87	5,537	5,624	2,412	2,412	8,387	8,387
当期変動額								
剰余金の配当					△300	△300	△300	△300
当期純利益					1,024	1,024	1,024	1,024
当期変動額合計	－	－	－	－	724	724	724	724
当期末残高	350	87	5,537	5,624	3,137	3,137	9,112	9,112

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①関係会社株式　　総平均法による原価法

②たな卸資産

・商品及び製品　　総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）及び工具（金型・治具を含む）　定額法

その他　　定率法

ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物	８～44年
構築物	10～15年
機械及び装置	３～12年
車両及び運搬具	４～６年
工具器具及び備品	２～20年

②無形固定資産　　定額法

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状況を勘案し、必要額を計上しております。

③退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、無機・有機薬品の基礎化学品、医農薬中間体、農薬・肥料、プラスチックやフィルム・シートの樹脂加工製品等、化学製品全般を販売しております。これらの商品または製品については顧客に引き渡した時点で、履行義務を充足したと判断し、同時点で収益を認識しております。当該取引で代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益認識しております。なお、当社は収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品または製品の国内販売において、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

２．表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において、流動負債の「その他」に含めていた「前受金」は、重要性が増したため、当事業年度から区分掲記しております。

３．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式	100株

４．収益認識に関する注記

「個別注記表 １．重要な会計方針に係る事項 (4)収益及び費用の計上基準 」をご参照ください。重要な会計方針に記載している内容と同一のため、省略しております。